


日本平和学会 研究大会・研究集会記録

Peace Studies Association of Japan Annual Convention / Conference Report

第 23 卷 第 4 号

2019 年 10 月 25 日

2019 年度 春季研究大会

＜大会テーマ＞

「平和研究の役割：分断の構造の 追究と紐帯の追求」

日時：2019 年 6 月 22 日・23 日

会場：福島大学

＜目 次＞

部会報告	2
分科会報告	19
サイドイベント	31

▶若手非正規研究者問題を考えるフォーラム

▶“FUKUSHIMA TRACES” 赤城修司ミニ写真展

部会報告

部会 1: 「核被害認定をめぐる歴史的・政治的背景」 (3・11 プロジェクト委員会企画)

報告: 湯浅正恵 (広島市立大学)

「『黒い雨』被爆者の認定を阻む『科学的・合理的な根拠』」

報告: 竹峰誠一郎 (明星大学)

「世界の核被害者に対する援助措置——広島・長崎、マーシャル諸島、セミパラチンスクの相互比較」

報告: 平井朗 (立教大学)

「『風評』言説に抗う～測る、発信する、裁判をたたかう人びと～」

討論: 島藺進 (上智大学)

討論: 徳永恵美香 (大阪大学)

司会: 高橋博子 (名古屋大学)

74 年前に原爆によって被爆した広島・長崎の被爆者、そして 65 年前のビキニ水爆実験による被災者による核被害認定を巡る訴訟は、いまなお現在進行中である。核実験による被災者のセミパラチンスクやマーシャル諸島の被害者も、実態が解明され、援護されている状態とはいえない。

8 年前から被害を受けている東京電力福島第一原発事故の被災者も、いわゆる「風評」言説によって、実際には様々な被害に遭いながら、被害を訴えるのが困難な状況にある。そうしたなかで裁判が被災者・支援者によって実施されている。

その一方で、歴史的・政治的状況から共通して言えることは、被害の訴えをとりやめさせ、忘却を望んでいるのは、核被災を生み出した側である。本部会は、その流れに抗い、核被害認定を支えるための平和研究の可能性について、高橋博子 (名古屋大学) の司会で議論した。

最初に湯浅正恵 (広島市立大学) が、「黒い雨」被爆者の認定を阻む「科学的・合理的な根拠」と題して報告した。

本報告では、2015 年に始まり現在進行中の広島原爆「黒い雨」集団訴訟を事例に、今日まで被爆者認定を阻み続ける「科学的・合理的な根拠」について論じた。この文言は、政府が被爆者援護政策の拠り所としている 1980 年の原爆被爆者対策基本問題懇談会 (以下、基本懇) の報告書で使われたもので、被告は「黒い雨」被爆者の被ばく線量が 100mSv を下回るため「健康被害が発症し得るか否かも定かでない、そもそも人体になんら健康影響を与えない可能性も十分にありえる」とし、被爆者認定に必要な「科学的・合理的な根拠」がないため被爆者認定はできないと主張している。しかし 12 回の基本懇の会合の速記録によると、基本懇が指摘したのは現行の制度が「科学的・合理的な根拠」に基づいていないことであり、行政区域単位の被爆地域認定や政治的圧力による被爆地拡大への問題意識からだった。また基本懇は、いささか混乱した形ではあったが、一人一人の訴えから実情に応じ「必要の原則」に従って、適切妥当な救済措置を講ずる重要

性を認識していた。これらのことから、政府が今日まで、基本懇の主張した「必要の原則」を考慮しない、基本懇の批判した現行制度を維持する根拠として、基本懇が用いた「科学的・合理的な根拠」という言葉を利用してきた矛盾を指摘した。

続いて竹峰誠一郎（明星大学）が「世界の核被害者に対する援助措置——広島・長崎、マーシャル諸島、セミパラチンスクの相互比較」と題して報告した。本報告では、広島・長崎、セミパラチンスク、マーシャル諸島の三か所で確立されている核被害者援助措置を掘り起こし、相互に比較検討を試みた。それは、核被害を問い直す一助になるとともに、核被害者に対する各地の援助措置に学び、核被害者に対する補償や援護を改善したり、新たに構想したりしていく、その一助になることを企図しているからである。核実験に伴う財産損害は、マーシャル諸島では、年間 0.15 ミリシーベルトを超える放射能汚染されている土地が対象とされる。カザフスタンでは、住民の被曝線量が 1 ミリシーベルトを越える領域を「放射性降下物による汚染領域」と定めるとともに、同地域の外側にも「社会経済的特恵措置の対象地域」が設定されている。広島・長崎、マーシャル諸島、カザフスタン、いずれの地域でも、当然ながら限界もあるが、核被害者に対する援助措置は確立されてきた。ただいずれも、核被害が生じた直後に確立されたものではなく、被害者側の粘り強い運動もあり、数十年後に実現してきたものだ。核被害者に対する援助措置をみると、国際放射線防護委員会（ICRP）の放射線防護基準が、核被害を捉えるうえで、唯一絶対的な基準ではないことが、見えてこよう、と報告した。

最後に平井朗（立教大学）が「風評」言説に抗う～測る、発信する、裁判をたたかう人びと～と題して報告した。原発事故が作り出した被害者の分断とコミュニケーションの暴力。それは、行政主導のリスクミ（リスクコミュニケーション）や、実害を風評と呼び、被害を無かったことにしようとする風評対策（巨額の予算が電通によって消費される）によってさらに強化されている。それらの暴力に対して、放射能を測る、現場で地道に測り続けることによって立ち向かい、無かったことにされようとしている被害の実態を記録し、発信し続ける「モニ爺」たちがいる。本報告は、彼らの自力更生の実態を平和学の方法としての「エクスポージャーの 5STEPS」によって分析し、直接の当事者でない私たち外部の市民が、暴力の克服にどのように関与できるのかを解き明かす試みである、と述べた。

これらの 3 報告に対して、島藺進（上智大学）は、「マンハッタン計画から始まった核被害評価だが、ある時期までは原爆の被害を小さく見せるための米国の意志の影響が大きかったが、次第にグローバルな原発推進勢力の拡大により、諸国の科学者や専門家を通して、過小評価を行う体制が広がっていた。日本の場合、チェルノブイリ事故後、新自由主義の拡充のなかで原子力ムラと連携した科学者・専門家が被害を小さく見せようとする体制に与するようになっていった。そのような大きな流れのなかで、福島原発事故後の分断状況を捉える必要があると思う」とコメントした。

さらに徳永恵美香（大阪大学）が、「国連の二大人権保障制度の人権理事会と人権条約機関は、2012 年 11 月以降、日本に対して、福島第一原発事故の被災者の生命や健康、住居に関する権利等に関して懸念を表明するとともに、被災者支援に関する政策を抜本的に改正することを求める多数の勧告を出している」とコメントし、「平和研究を被災者の支援のために生かすためにはど

うすればいいか。ご自身のご経験を踏まえて教えていただきたい」と質問した。

それに対して湯浅会員からは「黒い雨裁判などでの協力」していることなど、それぞれ実践的な活動が語られた。ただ部会では充分議論の時間が取れなかったが、湯浅会員から後日「平和研究という学際的場で鍛えられた知は、被災者支援という実務、実践場面に向いているように思う。また専門外の方達へも開かれた知を、学際的な場である平和研究は提供しやすいと考えている」と、平和研究の可能性について意見が出された。本部会を一つの起点として、これからも問いながら実践と議論の場を作って行ければと思う。

(高橋博子)

部会 2: 「日中平和学対話報告 東アジア新時代の展望：日中平和学の可能性」 (国際交流委員会企画)

報告：佐々木寛 (新潟国際情報大学)

「日中協働による<平和学>構築の可能性——酒井直樹論文を手がかりに」

報告：加治宏基 (愛知大学)

「日本の修正主義——その“修正”にむけた 3 つの論点」

報告：君島東彦 (立命館大学)

「思想的実践的課題としての東アジアの平和——日本国憲法の東アジア的意義」

ほかに「日中平和学対話」参加者数名

ファシリテーター：奥本京子 (大阪女学院大学)

当部会は、2018 年度企画として、国際交流委員会が 2019 年 2 月に実施した、第 3 回日中平和学対話プログラムの報告とその分析、加えて今後の日中における平和学の可能性を模索するものであった。このプログラムの日本側主催者は、1. 日本平和学会、2. 立命館大学国際地域研究所、中国側主催者は、1. チャハル学会、2. 南京大虐殺史と国際平和研究所、そして 3. 南京大学平和学国連ユネスコチェアの 5 団体共催とし、会議の会場と宿泊所を立命館大学大阪いばらきキャンパス、フィールドトリップを京都とした。

統一テーマを「東アジア新時代の展望：日中平和学の可能性」としたこの企画は、2 月 20 日に中国・日本から各参加が到着、会議は 21 日から開始、午前は酒井直樹教授 (コーネル大学) 公開基調講演、午後から 22 日午後までクローズド形式で行った。

2 月 21 日午後のテーマは、「日本の歴史修正主義の問題について」、22 日午前のテーマは、「東アジアの現状認識・朝鮮半島の新しい動きにどうアプローチするか」、22 日午後のテーマは、「平和学のディシプリンについて」とした。日本と中国の両方からそれぞれ 1 人ずつ報告してもらい、その後、参加者全員によるワークショップで議論を深めた。

23 日は、京都へのフィールドツアー、立命館大学国際平和ミュージアム、安斎育郎名誉館長によるランチトーク、嵐山観光、その折、「周恩来総理記念詩碑」見学 (1978 年日中平和友好条約

調印を記念し翌年に建立。2017年＝日中平和友好条約40周年を記念して訪問）を実施した。その後日本側参加者は解散、24日には、中国側参加者が解散した。

今回の報告部会では、まず最初に、酒井氏による基調講演と「平和学のディシプリンについて」の第三セッションについて、当日の報告者でもある佐々木寛氏が、「日中協働による＜平和学＞構築の可能性——酒井直樹論文を手がかりに」と題し報告した。佐々木氏は、酒井氏の思想の方法について、著書のタイトルでもある「ひきこもりの国民主義」を紹介し、植民地主義を深く認識することを説明した。また、酒井氏が基調講演の最後で、「恥をかく」ことの重要性を説いたことにも触れた。

加えて、佐々木氏は、広島・長崎・水俣・福島を繋げる問題について、日中共同の平和学が考えていくことの必要性を説明した。前近代の平和秩序のイメージ（東アジアの）を学びなおすこと、東アジア自然エネルギーネットワークを構築することなどについて言及した。個人が否定されている現在において、自己肯定感のない若者に恥を持ってといっても、できるはずがない。その余裕がない、という。酒井氏の言う「ひきこもり」を乗り越えるために、われわれは何をすべきか。自分たちが生きているシステムを作る生産者になること、エネルギー、教育、食べ物を生産すること、といった実践の中でこそ、草の根の国民主義を乗り越えていけるという。

第二報告者は、加治宏基氏で、第一セッション「日本の歴史修正主義の問題について」につき、「日本の修正主義——その“修正”にむけた3つの論点」と題し報告した。日中の研究者と付き合いの長く深い加治氏によれば、従来、日中における学術対話は、日本側にとって「謝罪」の表現と受容のあり方が重要論点になるという。現状において、「共通言語」をもっていない日中の平和研究者が——例えば、ガルトゥング平和学を、日本側は前提とするのに対し、中国側は前提としない——のであれば、ともに平和学を創造・協創するしかないと解説した。共通言語としての日中平和学、知的公共財としての東アジア発の平和学を協創していくことは、可能であろうか。

対話とは、知見の突き合わせを通じ、論点が一致せぬ要因を洗い出す作業であろう。ただし、その前提として、政治的「重み」（というより「重し」）——例えば、中国の学界が置かれる現実として、会議の中で、基調講演者の名前より上部に、〇〇市の重要役職者の名前が位置付けられるなど——を受け止めるための工夫が必要であるという。今回の日中平和学対話で工夫したような、クローズド方式によって、一定の効果があつたと考えるし、発見できた課題があつたという。共通テーマ設定をめぐる「共通認識」の模索、相互的に実践できるだろう自己批判のスタンスを取ることを、などである。

また、加治氏は、今回の対話においては、「日本の歴史」修正主義の問題についてというより、「日本の・日本社会に広がる」修正主義の問題について、考察に取り組んだという。また、相互的自己批判のスタンスを探る試行としては、恥の経験に繋げていくことができるのではないかと問うた。加えて、目前にある中国をありのままに捉えることの困難さと重要性について解説し、最後に、中国学界で平和研究者を増やしていく課題、日本における女性や若手の研究者に広げていく課題を指摘した。

第三報告者は、君島東彦氏で、第二セッション「東アジアの現状認識・朝鮮半島の新しい動きにどうアプローチするか」につき、「思想的実践的課題としての東アジアの平和——日本国憲法の

東アジア的意義」と題し、報告した。第二セッションにおけるもう一人の発言者は、中国からの参加者で、朱鋒氏であり、国際政治的オーソドックスなリアリスト的見解を持った研究者であったこともあり、議論としては十分に噛み合ったかどうかは不確かであった。君島氏も他の二人の報告者と同じく、日中が一緒になって、平和学・平和研究を創っていく必要があるという。

日本平和学会では、この間、東アジアの知識人を招聘する試みを重ねてきた。今回の日中平和学対話はその流れの中に位置づけられるという。東アジアには、リベラル知識人の緩やかな共同体・ネットワークがある。溝口雄三氏・孫歌氏らによる「日中・知の共同体」の試み、あるいは台湾、韓国等をも含む“Inter-Asia Cultural Studies”のグループ等がある。日本平和学会はこれらの東アジアの人々の議論から学び、彼らの議論に加わっていくべきである。

東アジアの平和の課題は、帝國的覇権的秩序（日米によるもの、あるいは中国によるもの）がもたらす暴力を、越境的な民衆のネットワークによって「下から」抑制していくことである。その際、日本国憲法の平和主義、立憲主義、民主主義は、東アジア全体において実現すべき普遍的価値として位置づけられるのではないかという。西洋が生み出した普遍的な価値（人権、民主主義）は植民地主義によって輝きを失ったが、「アジア」（脱植民地化した自立したアジア、戦争をしない国家となった戦後日本）がそれを包み直すことによって普遍性を回復しうる、というのが君島氏の主張であった。

この後、部会参加者との対話の時間を持つことができた。例えば、「中国の人々と共通の歴史認識を持つにはどうすればいいか」に対し、「市民社会と政府を区別する発想をもつ」との応答があった。「東南アジア市民社会とやり取りしていて、これまで以上に中国が背景にいるからか、民主主義を無視していく動きがあり、弾圧も大きい」「東アジア民衆ネットワークが重要」との指摘に、「だからこそ、民主主義を言わなければならない」「自身の政府の非民主制を告発していくことが大事」と、話が展開した。研究者自身が自己反省的（特に自政府に対して）議論を展開することが重要であることや、「東アジア共同体」のような枠組みから議論に入ると、議論が空転する可能性が指摘された。だからこそ、東アジア運命共同体の発想——つまり、大気汚染・経済危機・核などのリアルな課題——から認識を共に深めることで、共同性がすでにあるのだ、というところから始めるべきとの議論もあった。

沖縄や台湾・香港からの研究成果をどのように組み込むことが可能かや、南西諸島の自衛隊の問題が米国の戦略・軍事緊張であることの指摘、相互に睨み合う構図を作らずに、どのように発展的な関係性が作れるか。貧困、環境、民衆とはそもそも何か、普遍的なことを考え、民主主義と一緒に考えるための議論する場はあるし、ますます作っていかねばならないだろう。また、日本の研究者自身が、中国や台湾で論文発表し、発言し、人々がその情報にアクセスできるように、中国語などで出版する必要がある。最後に、そもそも「中国」って何だろうかと考えたり、「下請けの帝国」以外の方法を日本人が考えていく必要があるだろうと議論した。

以上、報告者ら3人に加え、参加者40人ほどが意見を交わす貴重な機会となった。なお、日中平和学対話第4回目を視野に入れつつ、近日中に、日本平和学会のホームページ「国際交流」のページに、第3回目の記録として、ファイル等をアップロードする予定である（参照：<https://www.psj.org/国際交流/>）。最後に、今回の2月の対話プログラム、6月の部会報告を可能

にして下さったすべての関係者に深謝する。

(奥本京子)

部会 3「福島からみた原子力災害からの復興の現状と課題」(開催校企画)

報告：深谷直弘 (福島大学)

「東日本大震災・福島原発事故の記憶を残す活動の特徴とその意味」

報告：吉高神明 (福島大学)

「3・11 の被災地福島の復興と人材育成：グローバルな次元」

報告：金井光生 (福島大学)

「『全世界の国民の平和的生存権』という憲法物語 (ナラティブ)：福島より」

討論：嶋原敦子 (東北大学)

討論：上野友也 (岐阜大学)

司会：西崎伸子 (福島大学)

冒頭、黒崎輝氏 (福島大学) より、原発事故から 8 年が経過したものの、復興が道半ばであり、被災者の生活再建や地域コミュニティの再生、新たな産業の振興、心の平穏の回復といった多くの課題が残されていることに対して、平和研究ならびに平和研究者がどう向き合い、問題解決のために何ができるかを考える機会にしたいという開催校企画の意図が説明された。報告者の深谷氏からは、双葉町に 2020 年度開所予定の「東日本大震災・原子力災害アーカイブ拠点施設」に展示する資料収集を県の受託でおこなう活動の意義と課題が報告された。現在までに収集した資料の特徴は、言語情報が多く、視覚情報が少ないこと、そこにあることで意味をもつモノが空間と引き離されることで「ただのモノ」になってしまう危険性があり、空間そのものを保存する作業が必要であること、原発災害は進行形で総括ができていないのに収集作業をしなければならず、だからこそ、フレコンバックと太陽光パネルが同じ場に存在するような日常風景を生活の記録とともに収集する必要があることなどが報告された。

吉高神氏からは、大学の授業等での教育 (人材育成) に、震災および原発災害をどのようにとりいれているのか、また災害を経験した海外の大学がどのようなプログラムを実施しているのかが具体例とともに示された。海外からは「福島」またはフクシマとして特別にみられている状況が続いているが、個人的な実感として、大学生の 3~4 割が、震災がまったくわからない、あるいは震災のことばかりとりあげないでほしいという雰囲気になっていること、今の高校生にとって震災や原発災害は過去のことで、記憶にも残っていないこと、さまざまな授業で学生を被災地に連れていったり、農作業を体験させたりすると、一生懸命とりくむようになるが、どのように復興教育をしていくのかはいまだ課題であること、地方大学が復興教育プログラムを考える際に、熱心におこなっている他事例を参照したり、平和研究の問題意識とつなげていく必要性があることが述べられた。金井氏からは、福島県出身の公法学者である鈴木義男氏の憲法思想を再評価し

ながら、憲法前文に掲げられている「全世界の国民の平和生存権」理念とその可能性について福島の実況に照らしあわせて報告された。「全世界の国民の平和生存権」とは、「人間世界における足場」を喪失したときにこそ不可欠であり、現在、各地で争われている原発災害関連の裁判で議論されている「平穏生活権」「被ばくを避ける権利」「避難する権利」などの被災者の権利を包括する根源的な憲法理念的根拠としてあることなどが言及された。

3名の報告に対して、討論者の嶋原氏からは、改めて「復興とは何か」を考え続ける必要があり、加害責任が不問にされている状況で復興の過程で何をとり戻していくのかを具体的に検証する必要があることが述べられ、各報告者へのコメントと質問がなされた。深谷氏に対しては、県のアーカイブ構想がオリンピック・パラリンピックイヤーにあわせて実施されることについて、それほど早急に評価が定まるのか、また、予定調和的に実施され、収集や展示に体制側の取捨選択がはいりこむ余地がないのか、またこのプロジェクトにかかわる際の深谷氏自身のジレンマや現場で感じている課題について質問がなされた。吉光神氏に対しては、この問題に関心な学生にも、少しのきっかけがあれば関心がむくのではないかというコメントとともに、大学でおこなわれている復興教育が具体的にどのような教訓を残そうとしているのか、一見すると「平和」に見える状況も、国際的な状況からみると構造的問題を孕んでおり（例えばトルコへの原発輸出）、学生の批判的な思考を育て、議論を深めていく方法について質問がなされた。金井氏に対しては、加害者側が被害と認める枠組みと被害者側が提示する被害の齟齬に対して、平和的生存権がどう活かされるのか、また、ダブルスタンダードに見える政府のおこないに対し、憲法を使いながら、八方ふさがりの状況にいかにして風穴をあけていけるのか、その具体策が問いかけられた。もう一人の討論者の上野氏からは、阪神淡路大震災を教訓にするために兵庫県につくられた「人と防災未来センター」での職務経験をふまえて、再び災害をおこさないための展示では、何をどのように伝えるのが重要で、とりわけ、人（＝語り部）の配置が決定的に大事であること、実際に体験した人の話が追体験できる工夫が必要であること、人を中心とした展示にしなければならないことがコメントされた。吉高神氏に対しては、教育のなかで具体的に何を伝えていくのが重要であることが示された。「人と防災未来センター」のとりくみ（小中高生は無料で入場でき、生活場所のハザードマップをわたして考えさせる取り組みなど）が紹介され、風化は子どもからはじまるなかで、原子力災害の場合、どのような教育ができるのか、その具体的なアイデアが問いかけられた。金井氏に対しては、平和的生存権の具体例の一つとして広域避難の問題があり、憲法22条第1項に居住移転の自由があるが、屋内退避を命じられた地域もあり、これをどのように関連づけて考えればよいのか、また、緊急的な混乱時には人権は抑制されてもよいのかなどの問いかけがなされた。

フロアからの質問は2点あった。ひとつ目は、多種多様な経験をその複数性を担保した形でいかに展示していくのかという「多元的な語り」の展示について、もう一つは、各地の原発が再稼働する現在、原発災害の教訓は、未来に起こさないことではなく、起きうる災害として捉える必要があるのではないかという問いかけであった。討論者およびフロアからの質問やコメントに対して各報告者が応答をおこなった。議論で言及されたキーセンテンスとして、「人」が前景化されるような収集や対話的な語りの空間づくり、語られないことへの気づき、原爆と原発の共通性と

異質性、復興教育のあり方を考えるには被害をいかに正確に伝えていくのが前提であること、憲法学が現場や市民活動でつかえる「武器」として研ぎ澄まされていくための方策、原発災害や戦争などの緊急事態のときの人権保護のあり方、などがあげられる。原発災害の教訓を伝える資料収集、復興教育、憲法哲学という異なる研究分野の報告であったが、いずれも現在進行形の原発災害にそれぞれの学問分野や教育において個々に格闘している現状が示された。また、報告者によって出された多岐にわたる論点はすべて平和学の問題意識と重なるところがあり、討論者およびフロアを交えて有意義な討論ができた。

(西崎伸子)

部会4：ワークショップ「トレーナーズトレーニング やり⇔とり力を育てる：キーワードから考える当事者性」(平和教育プロジェクト委員会企画)

ファシリテーター：奥本京子、笠井綾、高部優子、暉峻僚三、中原滯佳、松井ケティ、ロニー・アレキサンダー

リサーチャー：鈴木晶、堀芳枝、山根和代

東京電力福島第一原子力発電所の事故は、私たちが原発問題についての当事者として立たざるを得ない現実を生み出した。にもかかわらず、教育現場で、そのことを考える機会は稀で、関連する報道も少なくなっている。様々な問題が、人々が、置き去りにされ、不可視化されている。

平和教育プロジェクト委員会 23 期では、“やりとりする力を鍛える”ということが大テーマとしている。今回は、当事者性をテーマとして、いくつかのキーワードから福島で起きていることに対して、自分はどんな当事者かを考え、表現し、語り交わす機会を作ろうと体を使ったワークショップを試みた。

【アイスブレイキング「どの水がおいしそう？」】(20 分)

1. 水が入っている 6 種類のラベルのない形状が異なるペットボトルや瓶を並べる。
2. グループに分かれ、どの水が一番美味しそうか決めて、理由とともに発表。
3. ファシリテーターから、6 種類の水は、①福島の水、②地蔵の水(水俣)、③東京水(土産物)、④普天間の湧き水、⑤14 年目の保存水、⑥アラスカの氷河だと説明。グループで再び、どの水を選ぶか決め、発表。

このアイスブレイキングの意図は、自分の主観と社会とのつながりの気づきである。

【キーワードから考える当事者性一体を使ったワークショップ】(60 分)

- 全員が、いまの気持ちをキーワードにして黒板に書く。
- 全員で丸くなる。自分の名前を発すると同時に動きをつける。他の人は、それと同じ動きをするミラーリングを行う。1 周した後、次は何か音を出しながら動く。他の人はミラーリングを行

う。考えないで体を動かすことに慣れる。

○自由に教室内を歩く。ファシリテーターが黒板に書かれたキーワードを1つ選び、参加者は止まって、そのキーワードからイメージしたポーズを作る。

○今の気持ちを体で表現する（How are you?と聞かれたら、体でどう答えるか）。10カウントしたら、反対の気持ちをポージング。その後、10の数える内に元の形に戻る。次は、7カウントで行い、次は5、次は3、最後は1でポージング。ペアになって、自分のポージングを説明したり、どう感じたか話す。それを全体に共有。

●原発事故当時の自分（気持ち、スタンス、関わり、距離感など）を体で表現する。3分考え、10カウントでポージング。ペアで、どういうポーズなのかシェアする。次に20カウントの間で、現在の自分を体で表現する。それをペアでシェアする。

●教室の端に全員、1列に横に並び、まずは現在の自分を体で表現する。そして教室の反対側に向かって歩きながら、20秒で原発事故当時の自分のポージングに戻る。さらに20秒で原発事故当時の自分のポージングから、現在の自分のポージングに歩きながら戻る。次は10秒で行き来する。動いてみて気づいたことを、しっかりと小グループで話しあう。いくつかを全体で共有する。

●4～6人のグループで、原発事故当時の“あの時”のイメージをポージング→（20秒動いて）→いまをポージング→（20秒動いて）→その先の未来をポージング。グループで話、全体でシェア。

【まとめのグループワーク：行動できる市民を育てる】（40分）

様々な知識を持っている参加者が、感性に働きかけるワークを行ったので、まとめとして、今後の行動について考えるグループワークを行った。どのような未来に住みたいかを考え、現実と理想の未来のギャップをどのように埋めていくのかのアクションプランを考え、全体で共有した。

今回は、身体による表現に慣れていない参加者がほとんどだったが、面白かった、新鮮だった、言葉を使うことによる凝り固まった“定型”を壊せる、など肯定的な意見も多かった。しかし、違和感を持った参加者もあり、テーマ設定やワークショップのプロセス、ファシリテーターのコミュニケーションや態度など、考えるべき点も浮き彫りになった。

また今回から、調査者と実践者が互いに協働し、実践と評価を繰り返すアクション・リサーチを導入した。最初に参加者にアクション・リサーチの説明を行い、アンケートなどの協力や公表についての同意を得た。参加者からのアンケート、また平和教育プロジェクト委員会からのアンケートは可能な限り、平和学会の平和教育プロジェクト委員会のサイトで公表する。今後は参加者、委員のアンケートを分析し、それを2019年秋のワークショップにつなげていこうと考えている。

（高部優子）

部会 5：『『被害者』に寄り添う：分断を乗り越えるための『想像力』』

報告：谷由布（水俣病協働センター）

「水俣の現状——生活支援と訴訟からみえる水俣の課題」

報告：親川裕子（沖縄大学地域研究所特別研究員）

「マイノリティ女性、複合差別と沖縄——無国籍児問題から——」

報告：石原真衣（北海道大学文学研究科専門研究員）

「リミナーズが経験する分断——つながりの創造と痛みへの想像」

討論：塩原良和（慶應義塾大学）

司会：佐伯奈津子（名古屋学院大学）

世界のいたるところで排外主義の台頭、差別やヘイトの増幅による社会の分断が深刻である。本部会の目的は、水俣、沖縄、アイヌという異なる 이슈に通底する差別やヘイトの構造を明らかにし、差別やヘイトの対象となりうる「被害者」に寄り添う研究、活動をつづけてきた報告者 3 人の経験を踏まえ、分断を乗り越え、人と人が再びつながるため、知的な営みとしての「想像力」について考えることであった。

谷会員からは、「水俣病患者」と言っても、認定されている患者、認定されていないが医療・療養費の支給を受けている患者、認定申請中の患者、認定申請していない患者など多様であること、認定という行政主導の枠組みによって、たとえばひとつの家族のなかで、症状の重さでなく、いつの時期に認定申請したかによって待遇に差が生まれていることが指摘された。1990 年代以降、水俣病で分断された地域をつなぎなおす取り組み「もやいなおし」がおこなわれるなか、「水俣病」を「メチル水銀中毒症」に改名しようとするなど、「水俣が明るい未来を築くために」公害をなかったことにする動きもみられるという。

つづいて親川会員からは、マイノリティ女性とされる「沖縄人女性」の歴史のなかで、さらに周縁化されてきた「無国籍児」の国籍取得のための法的支援について紹介された。いまだ無戸籍者の問題が解決しない背景には、「貞操義務」を女性にのみ課す明治憲法以来の旧民法上の女性差別と、当時の沖縄と同様、「ふしだらな女たち」を救済する必要はないという社会の眼差しが存在する。

最後に石原会員からは、リミナーズとして、メディアから不可視化され透明になっている人びと、声をあげられない語れない人びとについて、経験している痛みは多様であり、「被害（者像）」を一元化せず、それぞれの痛み想像力をふくらませる必要があると指摘された。そのうえで「正義の概念」から「ケアの概念」へと転換する必要があるという。

つづく討論では、塩原会員から三つの論点が挙げられた。第一に、誰を「被害者」とするのか。公的支援のために「被害者」を特定する行政・政治・社会的メカニズムのなかで、人びとが分断されていくのではないのか。第二に、その人を「被害者」と呼びきってしまっているのか。「被害者」を特定しなければ「支援」ができないというジレンマがあるが、「支援」自体が「支援する＝される」のパターナリズムを再生産していないか。そして第三に、「寄り添う」とはどういうことなの

か。「支援」にまわりつくパターンリズムを解きほぐそうとする模索のなかから生じてきたことばかもしれないが、他者の「痛み」に「寄り添う」とはどのようなことなのか。

以上の論点について、報告者3人が自由に討論した。印象に残ったものを、それぞれ記しておきたい。水俣でチッソ第一組合・第二組合に分断されたとき、第一組合が「水俣病恥宣言」を出したことから、自分達が被害を受けたことによって生まれる想像力があるのではないか(谷会員)。分断が進み、地域が壊れ、意識の共有化が難しくなっていくなか、大きな力に抵抗するには沖縄自体が割れている場合ではないという意識が生まれた(親川会員)。アイヌでもない和人でもないリミナーズとして、「怒り」ではなく「痛み」を語るようになってから、共感されていないと感じることはない(石原会員)。

「被害者」や「寄り添う」ということばは、それぞれの文脈によって異なってくるだろう(部会を企画した佐伯にとって、インドネシア国軍の軍事作戦の対象となったアチェ民間人は「被害者」であり、加害の事実を隠蔽する恐れのある「当事者」は適切ではなかった)。しかし、自分のことばや行動が、誰かの声をかき消し、その痛みを切り捨てていないか、平和研究に携わる者はいつでも自省する必要があると痛感させられた。多くの課題を突きつけられた部会であった。

(佐伯奈津子)

部会6：「核と原子力が照らしだす科学者の社会的責任」(企画委員会企画)

報告：政池明(京都大学名誉教授)

「京都帝大における原子核研究と原爆開発計画」

報告：山崎正勝(東京工業大学名誉教授)

「理化学研究所の原爆開発計画と戦後の原子力開発」

報告：池内了(総合研究大学院大学名誉教授、名古屋大学名誉教授)

「今日における科学者と軍事研究の問題」

討論：中尾麻伊香(長崎大学原爆後障害医療研究所)

司会：内藤酬(河合塾)

東京電力福島第一原子力発電所の事故は、その周辺に甚大な被害を引き起こした。しかしそれは福島に限定された孤立した出来事ではなく、広島・長崎の原爆体験に通底するものであった。そしてそれは今日における科学と科学者のあり方を根底から問うものとなっている。本部会は、広島・長崎から福島へとつながる核と原子力の構造を、日本における第二次世界大戦中の原爆開発計画と戦後の原子力開発のなかに探り、核と原子力の構造にまわりつく科学者と軍事研究の問題を今日的な観点から検討することを目的として企画された。原子核物理学の基礎研究と原爆開発計画とのつながり、原爆開発計画と戦後の原子力開発における連続と非連続をふまえ、そこで科学者や技術者が何を考え、どのように行動したかに注目した。さらにその延長線上に、今日における科学者と軍事研究の問題を取りあげた。核と原子力の構造が照らしだす科学者の社会的

責任をめぐる活発な議論がなされた。

最初に政池明氏から、第二次大戦中の京都帝大における原子核研究と原爆開発計画「F 研究」について、最近発掘された資料にもとづいて報告がなされた。京大における原子核研究は高い水準にあり、荒勝研究室で行われたウランの核分裂反応における 2 次中性子の個数の測定は、世界的にみてもっとも高い精度をもっていた。そしてそれは原爆開発にとって、ウランの臨界量を計算するうえで必須のデータでもあった。しかし荒勝は原爆開発を目的として、原子核研究を進めていたわけではなく、基礎研究を重視する姿勢を維持していた。湯川秀樹の F 研究への関与や戦争中の言動についても明らかにされたが、湯川が積極的に関与した形跡はうかがえなかった。彼の主要な関心は中間子論の研究にあった。そのような研究至上主義の姿勢と実際に原爆開発に手を染めたこととの関係をどう考えるかは、科学者の倫理と社会的責任という観点から、今もなお問われている課題であるといえよう。

続いて山崎正勝氏から、第二次大戦中の理化学研究所の原爆開発計画「二号研究」と、戦後の原子力開発について、それに関与した科学者の言動にも言及しつつ報告がおこなわれた。理研の二号研究は京大に先行し、規模も大きく、熱拡散法によるウラン濃縮のための拡散筒が試作されるなど、はるかに具体的であったが、原爆の製造には至らなかった。戦後の原子力開発については、物理学者を中心とした科学者の対応、政治家による原子力開発の推進、日米原子力協定による制約などについて報告され、科学者の主体的な関与に限界があったことへの言及もあった。原爆開発に関与した科学者が、戦後に「どうせできるはずがないのだから、破壊兵器の開発に関与することに深刻な危機感をもっていなかった」と発言していることが紹介され、科学者のそのような姿勢をどう考えるべきかとの問題提起もあった。また、科学者の倫理や社会的責任を個人のみに帰すことへの疑問も指摘された。

最後に池内了氏から、防衛装備庁の研究委託制度「安全保障委託推進制度」をめぐる現状について報告があった。この制度は第二次大戦中の軍事研究への関与を反省し、戦後において軍事研究に距離を取ってきた科学者のあり方を変えるものとなった。年々予算規模が拡大し、研究費不足悩む科学者の応募も増加しており、「研究者版経済的徴兵制」へと追い込まれていく可能性がある。安保法制への反対運動や学術会議の声明などにより、大学の研究者からの応募は減少する傾向にあるが、企業からの応募は増加しており、軍産の連携は進んでいる。また産学連携も進んでいることから、産学連携を通路として、大学も軍産学の連携に取りこまれていく可能性もある。また国立研究開発法人は、国家に忠実な科学者ばかりになってしまうことが危惧される。科学者の軍事研究への関与を阻止するには、軍事力に頼らない平和の構築と、社会の平和への強い意志が必要であるという指摘がなされた。

上記 3 名による報告に対して、討論者の中尾麻伊香氏からコメントがあった。科学者の社会的責任をめぐる議論の前提には、科学と科学者に対する幻想があり、科学者は万能ではないことをふまえて考える必要がある、という指摘がなされた。科学者も人間であり、一般論として科学者が万能でないことを認識してはいるが、自分の専門に関することでは、しばしば万能であるかのように振舞うことがある。また「科学者の社会的責任」が科学者に「悪用」されることにも注意しておかなければならない、という点への言及もあった。核と原子力にかかわる物理学者だけで

なく、広島、長崎、チェルノブイリ、福島における放射線の影響について、医療者が果たした役割や言動にも、科学者の社会的責任の観点から検討すべき課題がある。同様の問題は水俣についても考えられる。科学者は自らの科学的な営為を、専門に閉じない社会的広がりの中かでとらえ返す必要があるということであろう。

中尾氏のコメントに対する、3名の報告者からの応答をいただいたうえで、引き続いて、会場からの質問を受け活発な質疑応答が行われた。荒勝文策や湯川秀樹、仁科芳雄、武谷三男ら物理学者の戦中から戦後にかけての言動について質問があり、科学者の研究至上主義は、戦争中において基礎研究を続ける動機となったが、軍事研究への抵抗力とはなり得なかった点にも、検討すべき課題があることが明らかにされた。また報告者はいずれも物理学の分野の出身であり、自然科学のテーマを中心とした報告が行われたが、人文科学や社会科学の分野でも同様の課題があることが、質疑応答の中かで共有された。人文・社会科学の研究者と自然科学の研究者の協力・協働が求められるとともに、専門家と社会との連携が不可欠であることも確認された。これからの課題も明確になり、福島という場所で、科学者の社会的責任を考えるという部会の目的を達成することができたのではないかと思う。

(内藤 酬)

部会7：「原発被災における低認知被災地をめぐる市民の動き」（3・11 プロジェクト委員会企画）

報告：清水奈名子（宇都宮大学）

「原発事故後の権利回復を目指す市民活動——栃木県の事例から」

報告：原口弥生（茨城大学）

「低認知被災地における長期的な市民調査の意義と課題——茨城県の事例を中心に」

報告：蓮井誠一郎（茨城大学）

「『3・11』プロジェクトの歩みと低認知被災地での活動展開の意義」

討論：藍原寛子（Japan Perspective News）

討論：阿部泰宏（フォーラム福島支配人）

司会：鈴木真奈美（明治大学大学院博士後期課程）

2011年3月11日に起きた東京電力福島第一原発（以下、福島原発）事故から8年余りが経過した。「3・11」プロジェクト委員会が企画した本部会では、“被災地”とみなされにくい、いわゆる福島県以外の「低認知被災地」——「制度的に被災地として十分にとり扱われていない地域において、被災状況の社会的認知ならびに公的支援・救済をもとめる動きがある地域」（原口 2013）——の問題を取り上げ、茨城県と栃木県の事例を軸に報告と討論を行うとともに、平和研究者として、また、平和学会として「3・11」にどう向き合っていくか、これまでの活動を踏まえ、今後の方向性を論じた。

最初に、清水奈名子会員から栃木県の事例が報告された。福島県に隣接する栃木県は、県北地域を中心に深刻な放射性セシウムによる汚染に見舞われた。聞き取り調査から明らかになったのは、放射線量が最も高かった事故直後、行政からの注意喚起や線量に関する情報がないまま、学校でも職場でも通常通りの行動が求められ、その結果、地域住民は被ばくを余儀なくされたことである。子育て世代を対象とするアンケート調査では、初期被ばくによる子どもの健康への影響に不安を感じるとの回答が8割以上にのぼった。しかし栃木県では、福島県と異なり、全県規模での健康調査は実施されず、除染作業も限定的な方法と範囲で行われたに過ぎない。

東電、国、関係自治体による不作為に対し、民間の基金による健康調査、住民たちによる汚染マップ作製や食品測定といった自主的な活動が、原発事故によって侵害された被災者の権利の回復を目指すうえで重要な役割を果たしてきた。一方、地域内の一部の関係者からはこうした活動に対し、「風評被害を煽る」「一次産業・観光業に迷惑」とする批判的意見や、母親たちによる問題提起を「女のヒステリー」扱いしたり、健康調査は「差別につながる」などといった、性差別や優生思想に結び付きうる言動も少なからずみられるという。

続いて、原口弥生会員が茨城県の事例を中心に「低認知被災地」の状況と市民活動の展開について報告した。まず、「低認知被災地」における問題構築の難しさが指摘された。それは、① 激甚災害では被害が甚大な地域に資本や人的資源などが投入され、周辺地域への公的支援が手薄、② 行政・住民のリスク認識が乏しく、被災の中心地とは異なる局面でリスクが発生、③ データ蓄積が貧弱なため低レベル放射能汚染に対する判断が困難、④ 問題認識が地域住民のあいだに広がっていないことから不安を口にしにくい、といった要因による。

次に、「低認知被災地」における除染作業の実態が明らかにされた。除染は茨城県、千葉県、栃木県などでも実施されたが、きわめて限定的であるだけでなく、除染計画と実績には乖離があり、しかもそれが環境省の報告には明記されていないこと、手上げ方式であるため被災地として認知されることへの躊躇から除染対象から抜け落ちた自治体があると思われること、除染の物理的効果と心理的効果の検証がなされていない、といった問題点が挙げられた。

そうしたなか、市民たちは放射能汚染状況を把握するため自主的に調査を実施してきた。その一例として、茨城県南部で有機農業を営む生産者による自主測定が紹介された。その後、原子力損害賠償紛争解決センターの裁判外紛争解決手続き（ADR）を通じて測定用機器の購入費などの賠償申し立てが行われ、認められた。ただし、こうした測定は本来、行政が行うべきものであり、自主調査を美化することなく、あるべき姿に近づける努力が必要であることが付け加えられた。

また、福島原発事故による放射能汚染や被害をどうとらえるかによって、原子力をめぐるローカル・ガバナンスも変わってくることを示された。茨城県の場合、日本原電・東海第二原発の再稼働に対し、東海村・県だけでなく、周辺5市による事前了解も必要になるなど、「3・11」前に比べ、自治体の権限が拡大された。他方、放射能汚染や被ばくについては、「脱原発」とは異なり、依然として「語りにくい」状態にあるという。

最後に、「3・11」プロジェクト委員会の委員長である蓮井誠一郎会員から、同委員会設置の経緯と活動報告、そしてこれまでの活動から見えてきた新しい平和研究のあり方と課題が提示された。同委員会が設置されたのは2014年であるが、それに先駆けて刊行された『平和研究』第40

号『「3・11」後の平和学』（佐々木寛・蓮井誠一郎編、2013年）の論考が、委員会のその後の活動の基盤となっている。そこで示された視点は、①平和研究の再出発、②「低認知被災地」という問題構築、③新しいエコロジー政治、④被災によって見えた東北の位置づけと開発政治の展開、⑤「復興」に脅かされる「生命・環境のサステナビリティ」、⑥トラウマという視点からみた「3・11」と支援、である。

これらの視点の上に設置された本プロジェクト委員会は、その目的を、①文明論的な広い視野で「3.11」に向きあうことで、後年の歴史的検証にも耐えうる、21世紀の日本にふさわしい平和研究の一翼を構築すること、②現に平和が損なわれ脅かされている被災者への支援と協力、③そして学会の外側との協力を通じた相乗効果や知的化学反応による新しい知の開拓とし、現地の声を聞くことに重点を置いて活動してきた。

その中から見えてきたのは、被災によって生じた解決しない地域コンフリクト（葛藤を含む対立）といかに向き合い、低線量被ばくという多面的で多層的な暴力のネットワークをどう解きほぐしていくのか、という新たな課題である。今後の方向性としては、国際的な視点での研究、認知を求める被災者を暴力から解放すること、学際的な研究成果を活用した市民科学運動の推進などが挙げられた。また、防災・減災を考えるにおいて平和研究の知見は重要な役割をもちうることから、平和学の枠組みで災害研究と防災研究を行う可能性についても言及された。

討論では、福島市在住のジャーナリスト・藍原寛子会員から、被災者は政治的・社会的圧力によって周辺化され「語りにくい」という状況に置かれていること、また、「語りにくさ」は「聞きにくさ」という、さらなる歪みを生じさせていることなどが、実例を交えて述べられた。そして、こうした言葉を奪うという暴力に対し、聞き取り調査などを通じて当事者の言葉を記録として残し、個々の体験を紡ぎ、集団の記憶として共有していくことが、平和研究者やジャーナリストの役目であるとした。もう一人の討論者である阿部泰宏氏（福島市内の映画館支配人）は、自身の「3・11」体験を踏まえ、原発事故と被災を考え続けるための映画を上映していくことが福島の映画館としての使命であると語った。

会場からは、「被害者は誰か」という当事者性の問題や、ジェンダーと被災の問題などが提起された。前者の問いに対し、本部会に参加していた「福島原発告訴団」の武藤類子団長は、「（被害者は）自分は『被害者』だと、繰り返し自分に言い聞かせなければならないほど、被害者性を忘れさせようとする大きな勢力」に晒されているが、「（加害者は）加害者であるという当事者性を認めず、責任を回避しようとしている」とし、東電元幹部を告訴したのは、「被害の再発を防ぐのが、被害者としての責任と感じているからだ」と述べた。

いずれの報告、発言も内容が濃く、話しは尽きないことから、大会終了後、2011年3月以降、福島の写真を撮り続けている赤城修司氏（サイドイベント欄 P33 参照）も交え、希望者による討論と意見交換を別会場にて開催し、交流を深めた。

（鈴木真奈美）

自由論題部会 1:「移行期正義・ポスト移行期正義・民主主義:正義を求め続ける動きと政治」(パッケージ企画)

報告: 杉山知子 (愛知学院大学)

「移行期正義をめぐる研究の変遷と平和研究の観点からみる研究課題」

報告: 内田みどり (和歌山大学)

「ポスト移行期に停滞する正義:チリとウルグアイの事例から」

報告: クロス京子 (京都産業大学)

「過去との決別なきフィリピン:二つのアキノ政権における移行期正義の挫折」

討論: 松野明久 (大阪大学)

司会: 二村まどか (法政大学)

体制移行期や内戦後の社会において過去の人権侵害の真実を明らかにし、何らかの正義を求める試みである移行期正義をめぐるのは、各国において様々な取り組みが行われてきた。またそれに伴い移行期正義に関する研究も、それらの実践を踏まえ、学際的な発展を遂げてきた。本部会では、これまでの移行期正義実践の取り組みと発展の経緯を確認し、現在進行中の事例を取り上げながら、移行期正義をめぐる新たな課題、特に「ポスト移行期正義」について検討する機会となった。

最初の報告者である杉山知子会員は、移行期正義の取り組みがグローバル規模で拡大し、その研究も多様化している現状についての考察を行った。特に近年、移行期正義が経済的、文化的、社会的権利の回復、特定の集団に対する賠償、先住民、子ども、ジェンダーといった事項も射程に入れていることが指摘された。このことは、移行期正義が念頭に置く被害者概念、正義概念の拡大、多様化も意味しているであろう。このことが、平和研究において持つ意味は大きい。報告では、隣接領域の学際分野的研究と地域横断型の移行期正義研究の必要性、さらには芸術、平和研究との関係を意識した移行期正義の実践の可能性が指摘された。と同時に、移行期正義の軽視が歴史的正義あるいは、「ポスト移行期正義」の問題へと拡大すること、さらには和解と癒しを達成することが果たしてできるのか、という本質的な問題提起がなされた。

二人目の内田みどり会員からは、いち早く移行期正義のジレンマに直面しこの問題に取り組んできたチリとウルグアイの現状についての報告があった。チリは1970年代、ウルグアイは1980年代に民政移管を行い、以後平和裏に政権交代を行ってきた。その一方で、現在に至るまで、軍政期の人権侵害に対する免責法を排することなく、過去の人権侵害に関する真実と正義を追及する様々な試みが行われている。結果として両国の移行期正義をめぐる動きには、停滞や揺り戻しを起しながら現在に至るという経緯がある。この背景について報告では、歴代政権と軍の駆け引き、さらには被害者家族団体との複雑な関係についての詳細な考察がなされた。両国の事例を通して、移行期正義をめぐるアクター間の政治的駆け引きの存在、政軍関係のダイナミズム、そして40年以上を経ても継続する移行期正義の難しさが改めて確認された。

三人目のクロス京子会員からは、長年にわたり暴力と人権侵害を経験してきたフィリピンにおける移行期正義の取り組みと、その功罪についての報告があった。まず、フィリピンにおける紛争と暴力は、①国家による暴力、②左派勢力の革命運動に伴う暴力、③イスラム勢力の分離独立闘争に伴う暴力とに分類できるものの、これらが互いに密接に関連し、連続性があることが指摘された。その中で、1986年のピープル・パワー革命後、コラー・アキノ政権がマルコス政権下の人権侵害と経済犯罪の調査に乗り出すが、国内では十分な責任追及がなされず、一部被害者に対しては、海外での訴訟を経て初めて賠償金が給付されるという状況があった。報告では、歴代政権の中には移行期正義を試みたものもあったが、それが断片的にしか実施されなかったことに着目し、そのことが、フィリピン国内で人権侵害の実体が共有されることを妨げ、被害者自体を分断する、さらには、不十分な加害者処罰が歴史修正主義の台頭と国家権力乱用の再生産につながっている、との指摘がなされた。移行期正義に対する包括的なアプローチの重要性が確認される報告であった。

討論者の松野明久会員からは、固有の事情を持つ事例を比較し、何を論じるべきかが大切であるという指摘があった上で、市民社会を中心とする正義を追求する力はどのように形成されたのか、そして加害者側の抵抗、不処罰を求める力の強さの基盤は何か、という問いかけがあった。移行期正義の多様な現状の背景にあるのは、正義を求める力と免責を要求する力の綱引き・ダイナミズムであるという見解から、それぞれの力のベース、形成過程を個別のケースを通して知ること、別の文脈において移行期正義を追求する際のヒントとなるとの考察がなされた。

質疑応答では、個別の事例に対する具体的な質問、コメントが出る中で、それぞれの事例の背景にある国際政治の動き、特に冷戦下におけるアメリカの対外政策の影響が、各国における紛争と暴力、そしてその後の移行期正義の動きに影響を与えていることを指摘する声も聞かれた。また、「ポスト移行期正義」とは何か、歴史的正義との違いは何か、和解は可能かといった、移行期正義の概念をめぐる質問やコメントも寄せられた。

司会者からは、移行期正義が何を指すのか（移行期のタイムスパン、正義の内容など）について必ずしも一致した見解があるわけではなく、その中で「ポスト移行期正義」が何を意味するのかは必ずしも自明でないということ、そして、移行期正義は、様々なアクター間の力関係のダイナミズムを通して生まれるということが本部会の報告を通して改めて確認された、との総括があった。すべてのアクターが納得できる正義、和解、癒しを追求することが難しい現実を受け入れたうえで、移行期正義をどのように実践、研究していくのか。学術的のみならず、実践的な観点からも活発な意見交換が行われ、充実した部会となった。

(二村まどか)

分科会報告

「植民地主義と平和」分科会

テーマ：原発事故と外国人労働者

報告：佐々木史朗（全統一労働組合書記長）

「除染作業に従事させられた技能実習生」

討論：佐伯奈津子（名古屋学院大学）

司会：藤岡美恵子（法政大学）

本分科会は福島開催に合わせ、外国人技能実習生が福島県内で除染作業に従事させられた事例を通じて、外国人労働者の置かれている実態を学び、単純労働者受け入れ政策に転換した日本において、今後の外国人労働者をめぐる課題を探ることを目的に開催された。

除染作業に従事させられた技能実習生の支援活動を行っている佐々木氏による報告は以下の通り。

現在、技能実習生の数は 30 万人。うちベトナム人が最多を占め、全統一労組では多くの相談を受けている。除染作業に従事させられた実習生を支援した例は 2 件。うち、岩手県の実習生の例では除染作業とは知らされず、また除染に関わる特別な教育を受けることもなく福島県内で除染、建物解体などの作業につかされた。国から支払われる危険手当 6,600 円もピンハネされて 2,000 円を受け取ったが、危険手当と聞かされて初めて危険な作業であることを知った。放射線管理手帳も交付されず本人はその存在も知らなかった。その後、2018 年 3 月にベトナム大使館からの強い働きかけもあり、技能実習に除染作業は不適との通知が国（環境省、厚労省、外国人技能実習機構）から出され、その後閣議決定された。これより以前は除染作業への従事を規制・禁止する規則は存在しなかった。これにより実習生の除染作業従事の事例は減ったが、通知以前は多くの事例があったと思われる。岩手県の実習生の事例では会社が危険手当の差額の返還に応じたがその後解散したため、それ以上の謝罪や補償を得ることができなかった。

福島県の事例ではもともと型枠施工、鉄筋施工として契約した実習生が一人当たり累計 300～400 日間、除染作業や立ち入り禁止区域での配管工事などに最低賃金程度に従事した（ハローワークの求人では日給 16,000～20,000 円のところを 5,600 円）。当該企業は技能実習生受け入れ停止 3 年間の処分を受けるが、団体交渉での謝罪や補償の要求を拒否。組合は労働委員会に不当労働行為の救済を申し立て中である。技能実習生制度の問題はこれらの不利益が生じたときの救済制度がないことである。

これらの事例を受け法務省と技能実習機構が除染作業について実態調査を行った。法務省は 575 社を調査した結果、岩手の建設会社を 5 年間の受入停止、郡山の建設会社を 3 年間の受入停止、その他 2 社に注意等の処分とした。技能実習機構は 443 社を調査したが除染作業は認められなかった、とした。全統一労組は十分な調査になっていないとして調査データの公表を求めたが国は応じなかった。再調査の求めにも応じていない。

2019 年 4 月から始まった特定技能制度は外国人の定住を拒否した期限付き還流型の単純労働者受け入れ制度だ。政府が定めた「特定技能運営要領」の「建設分野の受入基準」では「他の技能者が従事している場合、特定技能外国人に同程度の範囲内で従事させることは差し支え」ないとして、除染作業等の被ばく労働を容認し、東京電力も福島原発の廃炉作業をはじめ各地の原発で特定技能労働者を導入すると公表した（後に当面受け入れないと表明）。しかし外国人が帰国した場合の健康管理はどうするのか、廃炉作業の現場で日本語能力 N4 レベルで十分といえるのか、大きな疑問がある。また、業務命令であれば原発で働くことを拒否することもできない。

技能実習生制度は「実習」を偽装した労働者の使い捨て制度であり、実習生はモノ扱いされ無権利状態に置かれている。期限付きの受け入れ・帰国強要は不要・不良返品／交換と同じだ。技能実習生や特定技能者は現代の徴用工ともいえる。こうした制度を廃止し、定住者の権利を保障する制度が必要である。

討論者の佐伯会員は、自身が相談に応じた日本に住むインドネシアのアチェ出身者の事例を紹介した。「技術・人文知識・国際業務」の在留資格をもつアチェ人エンジニアが実際には溶接の仕事させられ、ビザ更新の際派遣会社へパスポートと在留カードを預けたところ更新料として 50 万円を要求された。言葉の暴力も受けた。こうした派遣機関が特定技能制度の受け入れ団体になろうとしており、このままでは特定技能制度は技能実習制度よりもひどい制度になる。

これらのアチェ人をはじめ多くの外国人は「偽装難民」と批判されることもあるが、日本の法律や難民申請制度の知識もなく、働けるものと信じて来日している。そして日本社会と切り離されたコミュニティで生き、権利を侵害されている。日本の中にあらたな植民地が作られていると言ってもよい状況が生まれている。

質疑応答では佐々木氏から次のような説明があった。技能実習制度をめぐるカネの流れについては、実習生が借金して 50～100 万円を送り出し機関に払い、日本の受入団体である監理団体から送り出し機関へのバックマージンもそこから払われる。こうした利権構造が出来上がっている中、12～13 万円の給与では借金をなかなか返せない。前借金で働かせてはならないという日本の法律が適用されていない。

医療保障については、健康診断を受けることはできるが帰国後の健康管理のフォローはない。労災の申請書すら多言語化されておらず救済の仕組みがない。入国管理庁や実習機構は除染作業や廃炉作業に技能実習生が従事させられていないか、抜き打ち調査をやっていると主張するが、その内容は公表しないという。東京電力によれば福島第一原発でも外国人が働いていたというのが詳細は公表していない。調査をしたところで下請けに丸投げの状況では実態を把握できないのではないか。

留学生の就労については、留学生の 85%が働いているが低賃金労働の実態は技能実習生とほぼ同じ。コンビニの 24 時間営業体制は留学生と「不法」就労者が支えている。

日本が国際的信用を失いかねない状況だという指摘に対し佐々木氏は、国連が 2007 年から技能実習制度を強制労働であるとし、米国も奴隷制と指摘してきたが日本政府は一切無視してきたと説明。将来、アジアの労働者を奪い合う状況になったら日本は選ばれるだろうか。アジア人への蔑視の感情があるから日本人には決してやらないようなことが外国人に対して行われている。

日本が過去にアジアに対して行ったことへの反省や歴史教育、人権教育が行われていないことが、こうした問題となって表れていると述べた。

本分科会では外国人労働者のおかれた状況を知っているつもりの者から見ても深刻な人権侵害・差別の実態が浮き彫りにされた。そのような中で働く外国人なしにはもはや生産活動や社会生活が成り立たなくなっているにも関わらず、日本の政府も大多数の市民もこれを深刻な問題として受け止めていない。気づかぬうちに広がる新たな「植民地」的状況とアジア人への人種差別とが絡み合いながら平和を脅かす状況が生まれていることを強く認識させられる議論となった。

(藤岡美恵子)

「軍縮・安全保障」分科会

テーマ：自由論題

報告：市川ひろみ（京都女子大学）

「日本における徴兵忌避と兵役拒否」

報告：Marcin Wrobel（東京大学大学院）

「The paradox of the Japanese politics of memory」

討論：寺島俊穂（関西大学）

司会：佐藤史郎（大阪国際大学）

今回の「軍縮・安全保障」分科会では、近代日本の安全保障制度を支えた徴兵制と、現代日本が直面する安全保障の問題をより複雑化させている歴史認識について、それぞれ興味深い報告がなされた。

まず、市川ひろみ会員（京都女子大学）は「日本における徴兵忌避と兵役拒否」と題する報告をおこなった。徴兵制への抵抗には、兵役拒否と徴兵忌避という2つの種類がある。前者が「兵役の義務を自らの信仰・信念に基づいて拒否すること」であるのに対して、後者は「合法・非合法の手段によって兵役につくことを回避すること」である。近代の日本では、少なからずの人々が徴兵を忌避した。また、兵役を拒否した人々がごくわずかながらも存在した。当時、上記の人たちは臆病者もしくは卑怯者として非難された。しかし市川は、近代日本の徴兵制の歴史を振り返り、兵役拒否と徴兵忌避のそれぞれの実態をみることで、このような行動は（1）国家の存在意義への根源的な問いかけをおこなっていたこと、（2）市民的不服従（＝「特定の法律や政府の政策に対して自覚的に従わない非暴力の行為」）の実践として捉えることができると主張した。

つぎに、Wrobel Marchin 会員（東京大学大学院）は、「The Paradox of the Japanese Politics of Memory」と題して、靖国神社や従軍慰安婦を事例に歴史をめぐる「記憶の政治（politics of memory）」について報告した。まず、Marchin は日本の戦争をめぐる記憶の政治を検討するために、「語り（narrative）」を3つに分類した。1つ目は「英雄的な語り（heroic narrative）」である。これは国家の構成員の英雄的な側面（例：杉原千畝）を強調するものである。2つ目は「犠牲的な語り（victimhood narrative）」で、戦争といった悪の出来事の犠牲者（例：ヒロシマとナガサキ）として国家の構成員を描写するものである。3つ目は、ある犯罪や行動の罪として歴史的な

出来事（例：東アジアの植民地主義）を述べる「戦争犯罪的な語り（war guilt narrative）」である。国家は、3つの語りの中からどの語りを選ぼうとも、必ず激しい批判にあう。例えば、英雄的な語りは、自信を与えるという意味で国内の国民に影響力があるものの、日本は戦争を反省していないという意味で海外の国々に不信用をもたらす。Marchin はこのよう3つの語りの関係性を「記憶の政治をめぐる逆説」と概念化した。そして、この逆説を克服するためには、歴史をめぐる問題の「非政治化（depoliticization）」等を試みることが重要であると主張した。

討論者の寺島俊穂会員（関西大学）は、市川報告について、平和をめぐる思想の研究が日本には少ないことから、きわめて重要な研究テーマであると述べたうえで、さまざまなかたちで徴兵忌避と兵役拒否を試みた者がいるとはいうものの、「良心的」な兵役拒否の側面に重点を置きすぎているのではないかな等の質問がなされた。また、Marchin 報告に対しては、記憶をめぐる政治の主体として日本政府だけを取り上げているのではないかな、記憶をめぐる政治を脱政治化するにはナショナリズムの克服が必要ではないかな等、重要な質問がなされ、議論を大いに盛り上がった。

（佐藤史郎）

「環境・平和」分科会

テーマ：ベトナムの原発輸出計画の白紙撤回—文化と生活を守る先住民族チャム人の抵抗
報告：インラサラ（チャム人作家、詩人、ジャーナリスト）＊通訳：吉井美知子（沖縄大学）
「外国資本によるベトナムでの原発計画に抵抗したチャム人たち」

討論：なし

司会：安部竜一郎（早稲田大学）

今回の「環境・平和」分科会は、ノーニュークス・アジア・フォーラム、アクト・ビヨンド・トラスト等市民団体及び沖縄大学吉井美智子研究室の協力を得て、ベトナムよりチャム人の詩人、インラサラさんを招いて、「外国資本によるベトナムでの原発計画に抵抗したチャム人たち」と題した報告及び討論を行った。討論者に予定していたフリージャーナリストの鈴木勝比古さんが急用で参加できなくなったこととインラサラさんの希望もあって、代理の討論者を立てずに会場との討論に時間を割いた。ベトナム語と日本語の通訳は、吉井美智子会員（沖縄大学）にお願いした。

インラサラさんは1957年にベトナム・ニントゥアン省チャム・チャ克蘭村に生まれ、ニントゥアン・チャム語書籍編集委員会、ホーチミン市総合大学ベトナム東南アジア研究所でチャムの文化および言語を研究する傍ら、多くの詩、小説、評論や文学批評を発表してきたチャム人を代表する詩人・作家である。雑誌『ダガラウー創作・エッセイ・チャム研究』主宰。2005年にベトナムテレビ局より、年間文化人賞に選ばれた他、国内外の賞を数多く受賞している。

(インラサラさんの報告)

チャム人は192年に現在のベトナム中南部に拠ったチャンパ王国の末裔であり、17世紀にベトナム・グエン朝に滅ぼされて以降、チャム人はベトナム国内に加え中国の海南島、カンボジア、マレーシアなどに散らばった。現在ベトナムのチャム人人口は中南部のニントゥアン省、ビントゥアン省を中心に20万人ほどで、独自の言語・文化を保持している。

2008年10月、ベトナム政府はニントゥアン省のチャクリン村にあるインラサラさん自宅で20人ほどのチャム人と面談し、原発計画について意見を聴いた。2009年11月25日、ベトナム国会はニントゥアン原発計画への投資を議決し、ニントゥアン省トゥアンナム県にロシアが第一原発を、同省ニンハイ県タイアン村に日本が第二原発を建設する計画を発表した。

これらの地域はいずれもかつてのチャンパ王国の中心地であり、100を超えるチャム寺院や遺跡が残されていた。しかし、農業や漁業、魚やエビ養殖に適した土地の多くはベトナム人が取得してしまい、チャム人たちは文化的にも経済的にも周辺に追いやられてきた。インラサラさんやチャムの人々の目には、原発計画は最終的にこの地域からチャム人を追い出すためのものと映ったのだ。

インラサラさんは2012年3月頃からウェブ上で原発に関する意見を発表し始めた。また、ウェブ上で「チャム人は原発計画についてどう考えるか」と題した討論のためのフォーラムを開設し、チャム人の知識人200名あまりが議論を交わした。同年にインラサラさんは「チェルノブイリと福島、ニントゥアンをつなぐ」という意味を込めて、小説「チェルノフニット」を発表する。こうして、チャム人は原発建設に反対する意思を徐々に固めていったのである。

2012年には日本の対ベトナム原発輸出に抗議するため当時の野田首相宛ての署名運動が取り組まれた。一党独裁の社会主義国ベトナムで、政府の方針に反する趣旨の署名運動に参加すれば弾圧の危険性がある。このため、ニントゥアン省に住む多くのベトナム人が署名を躊躇する中、チャム人たちは命懸けで署名し、最終的に署名数は合計626名に達した。

ベトナム政府は、2016年11月、ニントゥアンの二つの原発計画の白紙撤回を決めた。ベトナム電力公社は、白紙撤回の理由として「他の電源と比べてコスト面で競争力がないこと」及び「電力需給上の緊急性がなくなった」ことを挙げているが、インラサラさんはチャム人をはじめ市民の反対の声も大きな影響を与えたと考えている。インラサラさんはこれを「コップになみなみと水が張っていても水はこぼれないが、もう一滴加えると水はコップからあふれ出す。チャム人の果たした役割はそういうものだ」と表現している。

(質疑応答)

会場との質疑応答は1時間あまりにわたり、広範な討論が展開された。紙幅の関係からここでは代表的な質問をふたつだけ挙げておく。→はインラサラさんの回答

● 一党独裁の社会主義国で、ベトナム市民の間に原発反対運動をどのように広げていったのか。

→チャム人はベトナム国内でも差別され、搾取される対象となっているため、他のベトナム人との連携は難しい。例えば、チャム人の国会議員もいるのだが、政府が原発計画を発表するまで何

も知らされていなかった。チャム人がホーチミン・シティで堂々と反対を表明するのは難しい。実際、私も陰に陽に圧力を受けた。大都市部の環境運動などベトナム人コミュニティと大学や研究機関の知識人を通して連携した。その意味で、彼らの果たすべき役割は大きいと考えている。

●ベトナム政府は原発計画を中止したが、状況が変化したらまた計画が復活する可能性はないのか。

→建設予定地はすでに整地が終わっており、政府としてはこれを利用する計画を考えているようだ。すでに、ロシアが建設予定だった第一原発の予定地には石炭火力発電所が建設される予定である。第二原発はペンディングとはなったが、政府共産党内に計画を復活させようとする動きもある。広く国際社会と連携しながら今後も監視を続けていく。

(安部竜一郎)

「難民・強制移動民研究」分科会

テーマ：グローバルな人の移動と国家による管理統制

報 告：竹村卓（富山大学）

「中米における難民・強制移動民と平和学」

討 論：佐渡友哲（日本大学）

司 会：小泉康一（大東文化大学）

本分科会では、難民・強制移動民の問題を中心に、今日、世界の様々な地域で生起している事例をとりあげてきた。今回は、2018年10月に中米ホンジュラスを出発した百数十名の集団が、北上するに連れて数千、数万人の規模に膨れ上がった「キャラバン」となり、メキシコから米国との国境に迫る、という出来事を中心に、現状分析と平和学の立場から報告をいただけることになっていた。しかし、報告者の竹村会員が突然の発熱により体調を崩され、欠席することとなった。

そこで、司会の小泉会員の提案により、参加者を含めて自由に討論することになった。司会、討論者を含め7名の参加者が自己紹介をしながら、それぞれの難民・強制移動民についての意見や知見を出し合い、幅広い話題で情報交換や課題提供ができた。参加者にはアフリカ、南米、東南アジアなど、それぞれの状況に詳しい方々がおられ、活発で有意義な議論ができた。

はじめに、直近の話題である「ベネズエラの難民危機」から話が進み、南米、中米における移民・難民問題の多様性と複雑性が明らかにされた。実際、UNHCRが今年3月に、ベネズエラについて「南米史上最悪の難民危機」として報じ、政情不安、食糧難のため2014年以来、340万人が国境を超え、2018年には毎日5000人が近隣諸国への逃れていることを伝えている。いまやベネズエラだけで数百万人が国外へ逃れていることになり、これは世界的な課題であるといえる。参加者からの発言を聞いても、中米、南米の移民・難民の状況や各国の政策はそれぞれ多様であり、全体的な把握は困難であることがわかった。

報告者のレジュメには、「キャラバン」が示すように、中米（周縁）から米国（中心）への人の移動があり、それは治安悪化や食糧難という人間の安全保障を求めた移動であると指摘されている。そしてその移動を詳細に見ると、主として2つのルートがある。一つは、日常的に人間の安全保障が絶えず脅かされているホンジュラスから「世界で最も殺人に遭遇しやすい国」であるエルサルバドルを経て、グアテマラ、メキシコへと移動するルート。他の一つは、オルテガ政権の国内弾圧から逃れたニカラグアの人々が、多民族・多文化を国是とした「自由で民主的な共和国」であるコスタリカへ大挙して押しかけるルートである。コスタリカ政府は、UNHCRなどと協力して、この新たな避難民とも向き合っているという。

討論者の佐渡友からは、ラテンアメリカ各国の移民・難民政策と、この地域の「難民レジーム」についての現状把握と問題提起があった。ラテンアメリカのこうした状況は、難民条約の定義をそのまま援用しても何ら解決の役に立たない。報告者のレジュメにあるように、米国への通り道であるメキシコ政府は、近隣諸国から逃れてくる移動民を受け入れ、米国移民希望者向けの「メキシコ移民ガイド」という小冊子を刊行し、カトリック系団体は、彼らのメキシコ滞在中の世話をしている。コスタリカは、憲法で政治亡命を認め、基本的には、国際人権保障に熱心である。こうした多様で複雑な移民・難民問題がある中で、その解決に向け地域協力を目指しているのが1984年の「カルタヘナ宣言」から始まるカルタヘナ・プロセスである。これはコロンビア、コスタリカ、メキシコ、ブラジル、アルゼンチン、チリなどが参加したもので、難民の定義を広げ、「暴力が一般化・常態化した状況」、「重大な人権侵害」などをその根拠に加えている。こうした「地域的難民レジーム」の可能性について議論したかったが時間切れであった。

最後に、司会の小泉会員から、従来のグローバルな価値としての国際人権レジームが機能不全を起し、崩壊しつつあるという指摘があった。今日の難民・強制移動民の課題がこれまでにない時代的・人類的な危機に立っていることを示されたのである。

(佐渡友 哲)

「公共性と平和」分科会

テーマ：国際公益の再考－「安全保障」と「持続可能な生産と消費」それぞれからのアプローチ－

報 告：渡邊智明（福岡工業大学）

「持続可能な消費と生産（SCP）アプローチの位相—EUの『実験的』ガバナンスを中心に—」

報 告：廉文成（朝鮮大学校）

『朝鮮脅威』の構成に関する考察」

討 論：大道寺隆也（早稲田大学）

司会・討論：玉井良尚（京都先端科学大学）

「公共性と平和」分科会では、「国際公益の再考－「安全保障」と「持続可能な生産と消費」そ

れぞれからのアプローチ」をテーマとして、渡邊智明会員（福岡工業大学）ならびに廉文成氏（朝鮮大学校）の2名が報告を行った。

渡邊会員は、「持続可能な消費と生産（SCP）アプローチの位相—EUの『実験的』ガバナンスを中心に—」と題した報告を行った。本報告は、2015年に採択された「持続可能な開発目標」（SDGs）の17の目標の一つとして掲げられている「持続可能な消費と生産」（SCP）アプローチの位相を検討するために、EUのSwitch Asiaプログラムを実験的ガバナンスの視角をもって分析した研究である。渡邊会員は、まず、SCPは「全ての人々の生活の質を向上させつつ、消費や生産システムから生じる負の影響を逓減する包括的アプローチ」であると定義し、当該アプローチの実行には、国家の枠組みを超えた統合的な協力が必要であると指摘する。SCPは、1992年リオ・サミットでのアジェンダ21で「消費」というワードが提起され、消費と生産が結び付けられることで概念形成されて以降、国際的に推進されてきた。中でもEUは、いち早くSCPの取り組みを強化するとともに、それをEU域内だけでなく域外諸国にも支援・協力を行う対外政策の仕組みへと展開させた。その内の一つがアジアへのSCP協力プログラムであるSwitch Asiaである。そしてそれは、プロジェクト資金提供、ネットワークの構築、政策支援という三つのコンポーネントに関する取り組みから成り、さらに製品に関する設計・開発、生産、供給、小売り、使用および使用後という幅広い段階をカバーするものとなっている。だが渡邊会員によれば、Switch Asiaを実験的ガバナンスの視角で捉えると、そこには課題や問題点が見えるという。一つは、プロジェクトにおける具体的な数値目標や期間の未設定、二つめは、製品に関する設計・開発、生産、供給、小売り、使用および使用後のバリューチェーンにおける連関性の無さと技術支援プロジェクトへの偏重である。これは、消費者意識の早急かつ時間を区切った変化の困難さと、それとは対照的に生産技術支援の容易性という要因から生じている。またSCPアプローチ全体においても、EUの環境開発政策に占める割合の小ささ及び他の関連政策との関連性の希薄さを要因として、政策インパクトがどうしても限定的になってしまうという問題が存在する。

このように実験的ガバナンスの視点で捉えるとSCPアプローチには問題点があるが、有意な特長もある。それは対立事象の両立という特長であり、例えばEUは、環境投資が難しい中小企業への支援によって「工業化と環境保護」を、過小消費や貧困層の基本的ニーズの問題に取り組むことによって「消費主義と貧困削減」を、そして西欧のライフスタイルを押し付けることなく、多元的伝統的な方法を尊重することで「西欧化と多元的・伝統的方法」といった対立事象を両立させるよう努めている。以上の分析を踏まえた上で、渡邊会員は、世界に対して、その実現のためには何が必要で、どのように関与できるのかを調査し理解するというのがEUにおけるSCPの試みの最大の意義であると最後に結論付けた。

この渡邊会員の報告に対して討論者の大道寺隆也氏（早稲田大学）からは、EUとEU外アクター間の相互作用の様態に対する実験的ガバナンスによる視角分析と、環境分野におけるEUの対外支援政策の研究意義を評価しつつ、報告者が抱いている実験的ガバナンス概念を用いた分析の意義と学術的貢献、そしてアジア側の観点からのアプローチ不足に関する質問とコメントが出され、活発な議論が展開された。

次に廉氏からは、『朝鮮脅威』の構成に関する考察」と題した報告がなされた。本報告では、

構成主義アプローチに基づき、冷戦後の日米安保体制との関連の中で構成された「脅威論」という側面に着目して、日本において朝鮮脅威が構成されるプロセスに対する検討が試みられた。日本では、朝鮮民主主義人民共和国（朝鮮）のミサイルや核実験を「脅威」とみなし、この脅威認識を基に自国のミサイル防衛（MD）などの軍備拡充を進めてきた。これは、一方の国の軍拡が、不信によって他方の国の軍拡を誘発し、軍事的緊張を高めていくという「安全保障のジレンマ」の状態であるが、実際に支出されている軍事費や装備には米朝間および日朝間で圧倒的な格差、すなわち非対称性がある。また朝鮮の立場から見ると、朝鮮の軍拡は、朝鮮戦争以降、米国による核兵器の使用の脅威にさらされてきた、脅威に対するリアクションとみなすことも可能である。にもかかわらず、日本において朝鮮脅威に基づき軍拡が推し進められるのは、廉氏によれば、朝鮮戦争の休戦状態の継続とこれを支える日米安保体制という構図に要因があるという。さらに冷戦後は、ソ連の崩壊によって日米安保体制の脅威の対象が朝鮮にシフトし、日本においてあらゆる朝鮮の軍事的行動が脅威と結び付けられ、クローズアップされることで、先の構図の意義がより強調されるようになった。廉氏は、これによって日米安保体制の強化と米軍のプレゼンスに正当性を提供する仕組みに、朝鮮脅威が組み込まれ、再生産されていると指摘する。このことが強く見出されるのが日本の MD 政策であり、実際に、1990 年代の朝鮮による 2 度のミサイル実験によって、日本政府は MD の導入を決定し、以後、朝鮮のミサイル試射が取りざたされるたびに、それと対になって日本における MD 運用・配備拡充が展開されてきた。また MD 政策だけでなく、本来、平和目的に限られていた日本の文科省による宇宙開発事業も、2000 年代以降、安全保障目的の衛星開発や宇宙利用へと事業を拡大するに至っている。

だがこの展開は、日本の主体的判断だけでなく、米国による MD システム構築の流れにも影響を受けている。日本における MD システムの配備は米国へ向かうミサイルの探知・迎撃を可能にし、米国の安全保障体制をより強化する。したがって、グローバルな MD システムを構築する米国と、MD の米国との共同開発および国内配備を進めようとする日本が結び付いたことで、日米の MD 政策に正当性を付与する朝鮮脅威の形成はより構造的となった。そしてそれは、近年、MD 政策だけでなく輸出管理レジームにも及ぶようになっている。本報告において廉氏は、朝鮮脅威論が前提とされ、また必要とされる状況がひたすら生み出され、その状況に基づいた安全保障計画及び行動が策定され、政治権力やメディアといった様々な領域において朝鮮脅威が再生産されていると結論付けた。

この廉氏の報告に対して、討論者である玉井良尚会員（京都先端科学大学講師）からは、本報告が日本における脅威言説に対して複眼的考察をもって再構成を試みていること、そして結果として、「安全保障のジレンマ」の前提、いわば「脅威のジレンマ」を分析するに至っていることを評価しつつ、脅威の定義に関する不明確さ、脅威形成による受益者に対する分析アプローチ、そして朝鮮・日本・米国以外の国家アクターによる影響に関する質問とコメントが呈され、活発な議論が展開された。

二つの報告ともに本分科会参加者間で活発な議論が交わされた。この議論が、参加者全員に国際公益に関する新たな考察の機会となったのであれば幸いである。

（玉井良尚）

「非暴力」分科会

テーマ：ガンディー思想は現代のわれわれに何を問いかけているか？

報告：藤田明史（立命館大学）

「ガンディー思想の現代的意義について——竹中千春『ガンディー』（岩波書店、2018）に触発されたこと」

討論：竹中千春（立教大学）

司会：中原滯佳（新潟大学）

まず、ガンディーの頭像（福井市美術館所蔵、1960）がスクリーンに映し出された。彫刻家高田博厚（1900-1987）の作品。1931年11月、パリ近郊に滞在中、師のロマン・ロランに呼ばれ、ロンドン円卓会議からの帰途スイスのジュネーブに立ち寄ったガンディーと、レマン湖畔のヴィルヌーヴに居住のロランとの間で行われた対話に高田は同席したのだった。彫刻はその30年後に作られた。報告者は、複雑さと単純さとを併せもつガンディーの精神が良く表現されていると評した。

ガンディー（1869-1948）は深層の思惟と何よりも行動の人であったから、彼の思想を多少とも知るためには、その行動からわれわれが主体的にそれを読み取らねばならない。こうした問題意識から報告者は、1998年5月のインド核実験の際の「印パ速報」（ピースデポ主宰）の発行、2004年1月にインドのムンバイ（旧ボンベイ）で開かれた「世界社会フォーラム」への参加等における自身の「ガンディー体験」を述べることから始めた。そして結論として、ガンディーを対話的人間と捉え、その根拠をガンディーが多言語話者 (polyglot) でありかつ多宗教信者 (poly-religious) であったことに求め、ここにガンディー思想の現代的意義があるとした。

一方、竹中千春『ガンディー』は、以上とは全く異なる方法に依拠している（と報告者には思われた）。冒頭の「誰が平和を作るのか。その人はどこから来るのか」とは平易な問いである。しかし、こうした平易な問いに答えることの困難性の中にこそ、本書の独創があるのではないか。その方法も一見平易である。一人物の呼称の変化の中に彼の存在の意味を探究するというものだ。すなわち、モーハンダース⇒ガンディー⇒マハートマ・ガンディー（彼の青少年時代、南アフリカ時代、インド時代にほぼ対応する）。とりわけ、マハートマ・ガンディーをどう捉えるか？マハートマ（偉大なる魂）とは、インド民衆がガンディーに与えた呼称である（この呼称は彼自身には苦痛であった）。ゆえに、この問いに答えるには民衆の側からの視点が必要となる。著者はここでサバルタン・スタディーズの方法を意識的に使っているようだ。ガンディー思想の解明に、それ自体がガンディー的な民衆史の方法を適用したところにも著者の独自性が認められよう。

討論者の竹中会員はまず、次の2点を指摘した。第一は、「インド大反乱」（1857-1859）後にガンディーが生まれたこと、第二は、大英帝国による植民地支配下のインドにおけるエリートでガンディーはあったこと。これらはガンディーの活動をインド亜大陸の歴史において見るうえで重要な視点を与える。次にガンディーの頭像の映像に呼応して、ガンディーの少年時代および青年時代の写真がスクリーンに映し出された。そして、少年時代のモーハンダースからは後年のマハートマ・ガンディーを想像することさえできないこと、青年時代の颯爽としたガンディーはさ

ぞかしプレイボーイであったに相違ないことなどが、ユーモアを込めて語られた（そういえばガンディー自身、実はユーモアがたっぷりある人だったのではないだろうか——報告者の感想）。ここから、「『変身』していくガンディー」というきわめてユニークなガンディー像が提示された。それぞれの「変身」において彼はその可能性をとことんまで追求する。ガンディーの「多面性」「両面価値性」はここから生まれる。最後に、サバルタン・スタディーズについて、それは1970年代後半から、カースト・宗教・民族などのアイデンティティを主張する「民衆」が政治の主体として登場してきたことを背景に展開された、疎外されてきた「サバルタン」が主体となった「インド人がインドの歴史を書く」という歴史記述の方法である、といった内容説明があった。

参加者からの質問のうち、次の2つを記しておこう。

- ・ガンディーの「変身」をつらぬく一貫したものがあるとすれば、それは何か？
- ・『ガンディー』では、「殉死の思想」について「いかに美しく語られようと、殉死もまた暴力的な死ではないか」と否定的に捉えられている。一方、ガンディーのサッティヤグラハ（真理把持）にも、「自らが苦痛を被らなければならない」という、突き詰めれば「殉死」に繋がる要素が含まれている。このことをどう考えるか？

いずれもわれわれ一人一人に向けられた重要な問いであろう。なお、30名以上の参加者があり、盛況な分科会となったことを最後に記しておきたい。

（藤田明史）

「グローバルヒバクシャ」分科会

テーマ：原発と人間

報告：島藺進（上智大学）

「＜調べない、知らせない、助けない＞を正当化する論理」

司会：桐谷多恵子（長崎大学）

グローバルヒバクシャ分科会では今期で責任者が交代した。これまで長きにわたり、代表を務めてきた高橋博子会員と竹峰誠一郎会員から「グローバルヒバクシャ」についての定義や核被害をこれ以上起こさないために取り組んできた意志が述べられた。

次に、今期から代表者を務める2名の紹介がなされた。一人は、広島と長崎の被爆者への聞き取り調査に地道に取り組んできた桐谷多恵子会員と、もう一人は、被爆体験を踏まえ、中日の国境を超えた研究を続けてきた楊小平会員である。分科会の新たな船出となる会となった。

2011年3月11日の東京電力福島第一原発事故は、地震が引き金になっているものの、自然災害ではなく人災である。人間によって作られたものがなぜ止められないのであろうか。人間に対する被害がなぜ放置できるのであろうか。原発事故によって被災した人に対する研究は、科学者にとって「ユニーク」な機会なのであろうか。科研費基盤研究（B）「放射線影響研究と防護基準策定に関する科学史的研究」（研究代表：柿原泰、課題番号16H03092）と共催したグロー

バルヒバクシャ分科会では、原発と人間、原発と倫理の問題について、島藺進会員の報告を踏まえて、平和研究の課題として議論した。

まず島藺会員は「〈調べない、知らせない、助けない〉を正当化する論理」と題して報告を行った。「原発事故後に「リスクコミュニケーション」を掲げて、「不安を抑える」ことに力を入れる専門家・科学者の姿勢が顕著となった」とし、放射線健康不安のマイナス効果を取り上げるばかりで、「健康のための施策を十分講じないこと、健康のための情報を十分に開示しないことがもたらすマイナス効果は問わない」ことによって「被害当事者をものが言えないようにし、孤立させて現状甘受せざるをえないように追い詰める効果を及ぼしている可能性がある」と指摘した。「不安ばかりを強調する結論先取りの調査」と、鋭く批判した。そうした調査のあり方は、被災者に責任を帰し「原発災害の被害を小さく見積もろうとする政治的意図が強く働いていることは明らかである」と強調した。

「低線量被ばくの健康影響の問題に対する専門家・科学者の姿勢は、全体として捉えると大変偏ったものと言わなくてはならないだろう」とし、その関連でのスキャンダル例として、伊達市の市民からの十分な同意を踏まえずに得たデータをもとに、被曝を過小評価して発表された論文の例などを揚げ「日本の科学技術史においてこれらのスキャンダルは大きな意味を持つことになるだろう」と指摘した。島藺会員の実証的で詳細な報告は会場から多くの拍手を受けて締めくくられた。

続いて桐谷会員が、島藺会員の報告に対するコメントを行った。先ず自己の生い立ちに触れ、10歳の時に父親から母方の祖母、伯母が被爆したこと、その後になんで亡くなった事実が伝えられた。このような個人的な体験から被爆地の戦後史、特に復興を研究テーマに定め、「被爆から人々はどう生きたのか」、その答えを求め、広島と長崎で被爆者の人びとへの聞き取り調査を行っている」と述べた。被爆者の証言の中で、被爆者やその子孫が結婚や就職において差別を受けたという事例は多く存在する点を指摘した。今後、3.11に関わる核被害者の人達には決して起こってはならず、放射能に関わる差別を防ぐためには何が必要か、島藺会員にこの点について質問を行った。更に、被災地でしか生きて行くことのできない人達が、安全だという研究者の言葉に安心を得ているという、いわゆるネジレ現象を防ぐためにも、その地でしか生きていけない人びと、また、その地で生きていくと決意した人に対して島藺会員はどのような言葉を伝えることができるのか質問した。

その後、会場からの質疑応答が行われた。フロアーから、ABCC時代、知人の子どもは双子だったが、一人は死産で一人は生きていたのに、ABCCに行ったきり、戻ってこなかったそうだと、という話があった。高橋会員はABCCが病理解剖したり、死産や生まれてすぐなくなった赤ちゃんの組織が米軍病理学研究所に送られていたが、生きていた赤ちゃんまで連れて行かれていたとすると、その真相解明が必要だと指摘した。

桐谷会員は最後に、島藺会員や会場の参加者との討論を通じて、いかなる状況にあっても命を軽んじてはならないという点を改めて再確認した。グローバルヒバクシャ分科会においても、命の重さ・個人の尊厳を重んじる、この点を軸にこれからも研究会で議論を進めていきたいと総括した。

米側の科学者は脱毛をストレスのせいにしたり、ケロイドを衛生面や肌の色のせいにし、被曝との関係を否定し、原爆症認定集団訴訟では、被告である日本政府は、そうした米側科学者の論理を、原告側の訴えを否定する論拠にしている。「調べない、知らせない、助けない」を正当化する論理は、過去、現在、そして将来にわたって根強く残っている。

(高橋博子・桐谷多恵子)

サイドイベント

広報委員会主催：「若手非正規研究者問題を考えるフォーラム」

話題提供：楊小平（島根大学）

日本平和学会第23期広報委員会では、若手非正規研究者問題に取り組んでいる。会員向けアンケートを実施し実態を調査すると同時に、2018年度秋季研究集会からは「若手非正規研究者問題を考えるフォーラム」を随時開催しており、今回は3回目の開催となった。

フォーラムは大学で若手が置かれている状況や非正規雇用問題に関して、自分自身の状況や、知っている状況、関連情報などを持ち寄り分かち合う場として開催してきた。3回目となる今回は、アンケート集計結果の中間報告を行うとともに、楊小平会員に話題提供として自分自身のこれまでの状況や、この問題に対しての考えや思いなどを語っていただいた。

当日は参加者の自己紹介に続き、広報委員会よりアンケート集計結果を報告した。アンケート第一弾は、2019年6月1日現在で49名の回答が得られており、回答者の属性は大学院生4名、非常勤教員10名、任期付き教員/研究員4名、任期の定めのない教員/研究員23名、その他8名であった。性別は女性22名、男性27名、年齢は20代3名、30代14名、40代19名、50代9名、60代4名であった。アンケートでは「生活資金や研究費をどのように確保しているか」「研究遂行が困難と感じるのはどのようなときか」「周囲に理解してほしいこと・改善してほしいこと」「ハラスメント等の実態について」「若手・不安定雇用者の環境改善の事例」といった内容を尋ねており、切実な回答が多く寄せられている。これらのアンケート結果を踏まえ、広報委員会では若手・非正規研究者に有用な情報（たとえば正規雇用者でなくとも応募できる研究助成等）の収集及び共有を目的とした第二弾のアンケートを開始したところであり、若干の回答が寄せられていることが報告された。

続いて行われた楊小平会員の話題提供では、「非正規雇用」でありかつ「外国人」であるがゆえに被った具体的な体験が語られ、正規雇用と比べ「安定性」「育成」「労働条件」の3つの点で格差が生じているとの問題提起がなされた。たとえば非常勤講師の任期は多くの場合一年以内であり、カリキュラム改変や予算編成などで契約が更新されず突然打ち切られる可能性があることや、職位に「特任」等の限定がある場合、任期だけでなく業務上の制限もあり、研究を就業時間外に行わざるを得なかったり、研究費の申請が許されない等の状況についての説明があった。

加えて、外国人として日本で研究を継続するためには在留資格を得なければならない、「法的な安定と経済的な不安定のジレンマ」が常に付きまとう現状について話があった。このような状況では研究者が育たず、人的資源を無駄にしているという意味で、国や社会にとっての損失であるとの主張がなされた。

フォーラムの参加者は当事者である博士課程在籍者や非正規雇用研究者のみではなく、正規雇用の研究者や、自分自身は研究者ではないが本問題に関心があり参加したという方など様々であった。昨今報道された非正規雇用研究者の自死が話題に上り、本フォーラムのような場で非正規雇用研究者が集まり、語り合う場を持つことの重要性が語られた。本問題は構造的な問題であるにもかかわらず、個人の努力や能力のみの問題のように捉えられていることへの危惧が語られ、現在学内で高い地位にある正規雇用研究者の多くは非正規雇用の経験がなく、問題の本質が理解されていないのではないかと意見が出された。当事者である我々は孤独になり自分を責めるのではなく、何らかの形で雇用者側あるいは権限を持つ正規雇用研究者に若手・非正規の側の「声」を届けていく工夫が必要であり、問題点を「見える化」することが重要であるとの意見が出された。

具体的に現在抱えている問題として、子育て中の参加者からは、雇用の任期が切れると子どもを保育園に預けられなくなり、研究を継続したくても身動きが取れなくなるとの訴えや、雇用契約の更新をしない理由として、研究能力を否定する言葉を浴びせられるなどのハラスメントを受け、精神的苦痛が今も続いているといった深刻な経験談も語られた。また、非正規雇用研究者の誰もが抱えるジレンマとして、次の雇用先を探す就職活動に時間が取られ、肝心の研究に十分な時間を割けないとの意見が出され、多くの賛同を得た。

一方、すでに正規雇用の職を得ている研究者の側からは、専任の研究者として働くことの理想と現実が語られ、担当する講義のコマ数の多さや、学内業務に忙殺される日常に、正規雇用になればすべての問題が解決するとは言い切れない現状が語られた。それに対し、現状の大学はブラック企業そのものであり、正規・非正規にかかわらず研究者を物扱いし、使い捨てにしているのではないかとといった厳しい意見も出された。このままでは優秀な人材が海外に流れてしまうのではないかとといった危惧も語られた。

今後この問題に平和学会としてどのように取り組むべきかについて、メディアと連携して若手・非正規雇用研究者の声を発信していく、他の（アジアの）国々と連携して法整備を目指していく等の意見が出された。また、平和学会は遠くにある「平和ならざる状態」に関心を持つだけではなく、「足元の平和」にも無関心であってはならないとの重要な指摘が挙げられ、平和学会こそがこの問題に取り組むべきであることを確認し、散会となった。

なお、「若手及び非正規雇用研究者問題に関するアンケート」は第一弾、第二弾ともに現在も継続して回答への協力を呼び掛けている。当事者のみでなく、広く様々な立場の会員の回答をお願いしたい。次回フォーラムでも経過報告を行う予定である。URLは以下のとおり。

アンケート第一弾：<https://forms.gle/JCPUcw1FHpcrovVo7>

アンケート第二弾：<https://forms.gle/JdE4NVUevrSg9oC37>

(平林今日子)

“FUKUSHIMA TRACES” 赤城修司ミニ写真展

会場では、福島出身の赤城修司氏によるミニ写真展が開催された。赤城氏は 2011 年 3 月から福島の「日常の中の非日常」を撮り続けてきた。



写真の説明をする赤城氏（中央）。

写真：広報委員会

【赤城修司（あかぎ しゅうじ）】

1967 年、福島県生まれ。筑波大学芸術専門学群洋画コース卒業。青年海外協力隊員美術教師として 1994 年から 2 年間ブルガリアで活動。2011 年 3 月、東京電力福島第一原子力発電所事故をきっかけに、福島市内を写真で記録し、Twitter で発信し始める。2015 年、写真集「Fukushima Traces, 2011-2013」刊行（オシリス）。2016 年、BS11「アーサー・ビナード 日本人探訪」出演。出品展覧会に、2013 年「未来の体温 after AZUMAYA」（山本現代、アラタニウラノ）。2014 年「Transmission」（スタジオ 35 分）。2015 年「Don't follow the wind」（福島県の帰還困難区域内）。2016 年「種差デコンタ 2016」（八戸市美術館）、「Perpetual Uncertainty」（スウェーデン、ウメオ美術館）など。

※「日本平和学会ニューズレター」は、第 23 巻第 2 号よりデザインを一新し、名称を「日本平和学会研究大会・研究集会記録」に改めました。

※本学会の入会案内、および国際交流、プロジェクト委員会、地区研究会などの諸活動は、日本平和学会ホームページ（URL は下記）をあわせてご参照ください。

日本平和学会研究大会・研究集会記録

Vol. 23 No. 4

2019 年 10 月 25 日発行

発行所：日本平和学会第 23 期事務局

〒321-8505 宇都宮市峰町 350

宇都宮大学学術院（国際学部）清水奈名子

e-mail: office@psaj.org

http://www.psaj.org/

編集：日本平和学会広報委員会

委員長：竹峰誠一郎

編集担当：鈴木真奈美・勅使川原香世子